小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第１５号

神奈川県横須賀市長沢１丁目８番23号　コーポシーガル101

再生債務者　小山　隆義

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成22年９月24日

横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（再口）第４号

北九州市戸畑区一枝２丁目４番12―10号

再生債務者　山内　浩二

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成22年９月24日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再口）第５号

北九州市戸畑区一枝２丁目４番12―10号

再生債務者　山内　由美

1　主文　本件再生手続を廃止する。

2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。

平成22年９月24日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再口）第８号

名古屋市北区西味鋺３丁目321番地

再生債務者　名田　　真

1　決定年月日時　平成22年９月22日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月13日まで

4　一般異議申述期間　平成22年10月20日から平成22年10月27日まで

名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（再口）第２２号

埼玉県鴻巣市鎌塚1827番地１　マイキャッスル吹上602号

再生債務者　熊谷　優子

1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月15日まで

4　一般異議申述期間　平成22年10月29日から平成22年11月５日まで

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再口）第１１号

神戸市長田区房王寺町１丁目３番６号

再生債務者　上田　一裕

1　決定年月日時　平成22年９月22日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月20日まで

4　一般異議申述期間　平成22年10月27日から平成22年11月10日まで

神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再口）第２号

滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町３丁目828番地９

再生債務者　竹本美津枝

1　決定年月日時　平成22年９月24日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月22日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月５日から平成22年11月12日まで

大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再口）第７１号

大阪市住吉区遠里小野５丁目12番４―501号

再生債務者　山田　　豊

1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月22日まで

4　一般異議申述期間　平成22年10月25日から平成22年11月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再口）第８０号

大阪府東大阪市玉串町東１丁目７番21―312号

再生債務者　髙田　直子

1　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月22日まで

4　一般異議申述期間　平成22年10月25日から平成22年11月８日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再口）第２０号

堺市西区山田１丁1121番地２エンフィールド山田Ⅰ―202号、前住所京都市下京区堀川通仏光寺下る吉水町342―1206

再生債務者　桑野　智志

1　決定年月日時　平成22年９月24日午後４時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月22日まで

4　一般異議申述期間　平成22年10月29日から平成22年11月12日まで

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

平成２２年（再口）第７号

北海道旭川市東光16条９丁目２番８号

再生債務者　太田　　憲

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月25日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月８日から平成22年11月15日まで

旭川地方裁判所民事部

平成２２年（再口）第２号

栃木県下野市川中子53番地５

再生債務者　稲葉　一敏

1　決定年月日時　平成22年９月27日午後３時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月25日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月８日から平成22年11月15日まで

宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（再口）第４号

埼玉県比企郡ときがわ町大字玉川3942番地６

再生債務者　山村　　弘

1　決定年月日時　平成22年９月27日午前11時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月25日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月８日から平成22年11月29日まで

さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（再口）第６号

和歌山市松江北２丁目２番５―1209号

再生債務者　木村　孝治

1　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成22年10月25日まで

4　一般異議申述期間　平成22年11月１日から平成22年11月15日まで

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再口）第１３号

北九州市八幡西区大字笹田12番地133

再生債務者　福井　　卓

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月16日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年10月18日まで

平成22年９月27日

福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（再口）第４号

金沢市小金町14番21号

再生債務者　東藤　達也

1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月22日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成22年10月25日まで

平成22年９月27日　　金沢地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再口）第４６号

大阪市鶴見区鶴見５丁目11番４―408号

再生債務者　山本　静子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成22年９月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年９月24日

大阪地方裁判所第６民事部